

デジタル分野の人材確保に向けた特例措置について

1 事業の概要

デジタル分野の人材確保や就職を促進するため、デジタル分野の委託訓練において、経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定する「DX推進スキル標準」に対応した訓練カリキュラムを実施した場合は、デジタル訓練促進費（訓練生1人当たり月額5千円（外税）×対象月数）を支払う。

デジタル資格を目指すコースで訓練生が対象となる資格取得し就職した場合は、デジタル訓練促進費（訓練生1人当たり月額1万円（外税）×対象月数）を支払う。

また、デジタル分野の訓練カリキュラムに職場実習を組み込んだ場合は、デジタル職場実習推進費（入校生1人当たり2万円（外税））を支払う（令和8年度末までに開講するコースを対象とした特例措置）。

なお、デジタル訓練促進費に係る支払い基準及び支払額については、訓練実施委託費の支払いの取り扱いを準用し算定する。

2 デジタル訓練促進費（DX推進スキル標準対応）対象訓練コースの要件等

次の対象訓練及び訓練内容であること。

(1) 対象訓練

知識等習得コース・デュアルシステムコースのうち、ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等に係る技能等を付与する3か月以上の訓練であること。

(2) 対象となる訓練内容

「DX推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっているコースとする（1つのカテゴリーのみ盛り込まれている場合は該当しない。）。

(3) 企画提案時に提出する書類

- 適用を希望する場合は、企画提案時に「スキル項目・学習項目チェックシート」（別紙25-4）（以下「学習チェックシート」と言う）の各カテゴリー（A～D）のスキル項目にある学習例の内容が訓練に含まれる場合、チェック欄に記入し、チェック箇所のスキル項目に属するカテゴリーが2つ以上を確認の上、委託訓練企画提案募集要領の提出書類の項に記載された書類に加えて提出すること。（電子データ提出を含む。）

また、企画提案時に様式2-5 訓練内容に記載した科目一覧のうち、学習チェックシートでチェックした学習項目を含む科目名の後に、【DSS】と記入し、科目の概要欄には学習チェックシートの学習項目例と同じ表現になるようカリキュラムの記述をすること。

なお学習チェックシートの学習項目は例示であるため、学習項目例に該当する表現が無いが、訓練カリキュラムがスキル項目に対応していると判断される場合には、訓練カリキュラムの該当する箇所と、その箇所とスキル項目の関連

を記した資料（任意様式）を提出すること。

3 デジタル訓練促進費（デジタル資格対応）対象訓練コースの要件等

次の対象訓練、対象となるデジタル資格の設定、資格取得率、及びデジタル訓練促進費就職率の要件を満たすこと。

(1) 対象訓練

知識等習得コース・デュアルシステムコースのうち、ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等に係る技能等を付与する3か月以上の訓練コースであること。

(2) 対象となるデジタル資格

次のいずれかの資格の取得を目指す訓練コースを要件とするが、双方の資格の取得を目指すコースとしても差し支えない。ただし、この場合のデジタル訓練促進費は、訓練の仕上がり像等を踏まえ、いずれかの資格に基づくもののみを対象とする。

ア ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格

ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとする）の取得を目指す訓練コースとし、訓練生募集内容等に明記するものとする。なお、複数の資格取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

イ WEBデザイン関係の資格

WEBデザイン関係の資格（別添1）に該当するものとし、訓練生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

(3) 資格取得率

上記(2)アの対象となる資格に係る資格取得率が35%以上であること又は上記(2)イの対象となる資格に係る資格取得率が50%以上であること。

資格取得率の算定方法は、以下のとおりとする。

＜資格取得率＞

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職のために中退した新規資格取得者}} \times 100$$

「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3か月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数える。また、就職のために中退した新規資格取得者は、必ずしも対象就職者（就職支援経費就職率の対象となる中退就職者）に限定しないが、雇用期間が1箇月未満の雇用契約による就職者を除く。

(4) デジタル訓練促進費就職率

就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出する「デジタル訓練促進費就職率」が70%以上の訓練コースとする。

(5) 企画提案時及び訓練終了後に提出する書類

- 適用を希望する場合は、企画提案時に様式2-6 資格試験一覧表の訓練科名の提案科名後に「(IT関係資格取得)」又は「(WEBデザイン関係資格取得)」と記入し、カリキュラムで取得を目指す(2)の対象となる資格名を設定のうえ、資格名の後に(IT関係資格)又は(WEBデザイン関係資格)と記入すること。
- 訓練実施機関は、訓練終了後の翌日から起算して100日以内に、「資格取得状況報告書」(IT関係の資格は別紙24-1、WEBデザイン関係の資格は別紙24-2)を提出すること。提出に当たっては、訓練修了者から資格取得を証明する書類の写しを入手し添付すること。

4 デジタル職場実習実施コースの要件等

(1) 対象訓練

知識等習得コースのうち、ソフトウェア開発やWEBプログラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、WEBデザイン等に係る技能等を付与する3か月以上の訓練コース。

(2) 対象となる職場実習

訓練コースのカリキュラムに、次の要件を全て満たす職場実習を設定していること。

ア 職場実習の設定

3か月以上のデジタル分野の訓練に訓練カリキュラムに職場実習を組み込むこと。

実習場所は訓練実施機関とは別会社を原則とするが、訓練実施機関が職業訓練以外にデジタル分野の別事業を行っている場合はこの限りではない。

また、職場実習は全日デジタル分野に関係した実習内容であること。

なお、オンラインでの職場実習の実施は認められない。

イ 職場実習の期間

期間は2週間以上1か月未満とすること。設定時間は週5日、1日5時間を標準とするが、職場実習の効果等を勘案してコースごとに弾力的に設定しても差し支えない。

なお、職場実習は複数回での実施を可能とするが、その場合においても合算した期間が2週間(10日)以上1か月(21日)未満であること。

(3) 職場実習出席率

上記(2)の対象となる職場実習に係る職場実習出席率が80%以上の訓練コースとする。職場実習出席率の算定方法は、以下のとおりとする。

＜職場実習出席率＞

$$\text{職場実習出席率 (\%)} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

a : 修了者

b : 修了者のうち職場実習に 80%以上出席した者

c : 中途退校者のうち職場実習に 80%以上出席した者

d : 修了者のうち、職場実習の実施日における出席率が 80%未満である者であつて、やむを得ない理由（仕様書 10（1）ウに定めるものに限る。）による欠席日を算定対象から除いて算出した場合に、当該率が 80%以上となる者

(4) 企画提案時及び訓練終了後に提出する書類

- 適用を希望する場合は、企画提案時に「デジタル職場実習実施計画書」（別紙 26）を委託訓練企画提案募集要領の提出書類の項に記載された書類に加えて提出すること。（電子データ提出を含む。）
- 訓練実施機関は、訓練終了後、「デジタル職場実習実施報告書」（別紙 27-1）、
「デジタル職場実習実施報告書 受入先事業所確認票」（別紙 27-2）及び「デジタル職場実習実施報告書 受講者確認票」（別紙 27-3）を提出すること。

5 各要件の併用と併用時の支給について

2 及び 3 の各デジタル訓練促進費の要件を併用した訓練コースの設定も可能であるが、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、これらを併用した訓練コースの場合は、3 の要件によるデジタル訓練促進費（資格取得）が支給されない場合に限り、2 の要件によるデジタル訓練促進費（DX 推進スキル標準対応）を支給する。

また、4 のデジタル職場実習推進費は 2 及び 3 のいずれの要件によるデジタル訓練促進費とも併給を可能とする。

6 デジタルスキル標準の参照サイト

DX 推進スキル標準については、次の経済産業省 HP 「デジタルスキル標準」を参照してください。

※経済産業省 HP 「デジタルスキル標準」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html